

社会福祉法人春濤会 公式Instagram運用ポリシー

目的

第1条 このポリシーは、社会福祉法人春濤会（以下、「法人」という。）がInstagram（Instagram）の公式アカウント（以下、「公式アカウント」という。）を、利用者、地域住民、求職者への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

用語の定義

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- （１） アカウント Instagramを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- （２） 公式アカウント 法人が設置し運用するアカウント
- （３） 「いいね」機能 投稿の内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントと繋がりを持つことが出来る機能
- （４） 「フォロー」 ページ自体の肯定的な意思を表示し、自らのアカウントと繋がりを持つことが出来る機能

運営主体

- 第3条
- 1 公式アカウントの運営主体は法人とし、アカウントの管理、情報の発信は広報担当が行う
 - 2 アカウントを運営するにあたって、情報の作成・発信・更新の決定及び公式アカウント管理者の選任は法人本部が行い、公式アカウント管理者は、情報の作成・発信・更新にかかる実務を行う
 - 3 ユーザー名は、shuntoukai_yawatagakuen とする。

情報発信

第4条 情報発信は、法人本部の指示の下、公式アカウント管理者と権限を付与された担当者が公式アカウントから行うものとする。

アカウント運用者の明示

第5条 Instagramで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式アカウントの URL を法人ホームページに明示する

アカウント運用主体、発信内容等の明示

第6条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運用主体、および発信する内容、発信方法について、法人ホームページ内に明示する

掲載内容

第7条 公式アカウントでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 法人内各事業所で開催するイベントについての紹介
- (2) 法人で行っている活動や取り組みについての報告
- (3) 法人内各事業所で行っている活動や取り組みの紹介
- (4) 求人およびボランティア募集等に関する情報
- (5) その他、法人理事長が適当と認めるもの

掲載条件

第8条 掲載にあたり顔写真や個人名を掲載する場合は、別途個人情報の提供同意書をもらうこと。尚個人名については表彰等栄誉ある場合のみ限定して掲載する。尚同意をいただいていない方及び作品等の紹介においての個人名の部分はモザイク等で個人がわからないように編集して掲載する。

他のInstagramページのコメント等

第9条 公式アカウントは、情報提供の手段として運用するため、原則として法人が発信する情報のみを掲載する。法人以外のアカウントへのDM（ダイレクトメッセージ）及び投稿欄へのコメントは必要がある場合に行う。公式アカウントに対するコメントは、適宜公式アカウント管理者が対応を行い、質問や問い合わせはダイレクトメール（DM）で受け付けることとする。

フォロー及びいいね機能の使用

第10条 公式アカウントでは、法人の発信に必要とされる機能のみを使用する。法人側からのフォローに関しては福祉関連団体に行う。フォローバックに関しては福祉との関連性の有無を問わず原則応じるが、明らかに営利を目的とする投稿を行っているページの場合は非承認とする。いいね機能に関しては活性化を図るためフォロワーの方や福祉関係の方を中心に行う。

法人ホームページとのリンク

第11条 Instagramのプロフィールページに、法人ホームページへのリンクを掲載する。

投稿の削除

第12条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、法人理事長は予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、法人又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (12) その他、法人が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

その他

第13条 この運用ポリシーの実施について必要な事項は、法人理事長が別に定める。

附則 この運用ポリシーは、令和7年6月1日から施行する。